

(総務委員会所管事項)

1. 会員増強の徹底(会員入会強化期間中の未加入建築士事務所への入会促進) 入会促進を図るため、会員入会強化期間を平成23年度まで延長し、入会金を免除する。
2. 支部活動の充実
3. 要望運動の推進
4. 指定事務所登録事務等の円滑な実施
5. 一般社団法人移行特別委員会との連携による定款改正及び移行認可申請書類等の整備(新規)
6. 管理建築士講習及び建築士定期講習(法定講習)の円滑な実施
7. 「建築士事務所のための管理講習会(知事指定講習)」の再開(新規)
8. 建築士事務所賠償責任保険制度の加入促進
9. 個人情報の安全管理

(技術指導委員会所管事項)

10. 建築士事務所キャンペーン事業の推進
11. 建築物耐震診断・改修判定事業の効率化の推進
12. 木造住宅耐震診断・耐震改修促進事業の推進
「青森県木造住宅耐震診断マニュアル」の修正版(第3版)作成によるホームページへの掲載(新規)
13. 建築サポートセンターへの対応
14. 建築行政共用データベースシステムの運用による建築士事務所の閲覧事務の円滑な実施
15. 新しい業務報酬基準(建設省告示第15号)の普及
16. 青森県耐震診断・耐震改修マーク制度の普及・促進

(広報委員会所管事項)

17. 会員相互の親睦融和活動
第36回建築士事務所全国大会(福島大会)への積極的参加(中止)
18. 日事連福利厚生事業への加入促進活動
19. ホームページを活用した広報活動の充実
20. インターネットによる情報公開(ディスクロージャーの充実)
(「行政改革大綱」に基づき、公益法人の業務運営の透明化・適正化を図る。)
21. 県民へのアピール(法定団体としての建築士事務所協会の役割及び会員建築士事務所の業務の周知)
22. メール送信システム活用による迅速かつ的確な情報発信

(広報委員会小委員会「製品拡販委員会」)

23. 賛助会員が取り扱う自社製品の普及・啓蒙のためのPR活動の推進

特別委員会

建築物耐震診断判定委員会 【平成9年設立】

目的

建築物の耐震診断又は耐震改修を実施する者の依頼により、耐震診断の準備計算、入力データの適否、出力結果の評価及び考察並びに耐震改修計画について判定を行うことで耐震診断及び耐震改修の技術水準の向上に寄与することを目的とする。

(平成7年法第123号 地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための支援措置を講じることにより建築物の地震にたいする安全性の向上を図り、もって公共の福祉に資することを目的とする。)

| | |
|------|---------------------------|
| 委員長 | 柴田 明徳 (東北大学工学部名誉教授) |
| 副委員長 | 毛呂 真 (八戸工業大学工学部建築工学科教授) |
| 委 員 | 小野瀬 順一 (東北工業大学工学部建築工学科教授) |
| 委 員 | 伊藤 敬一 (八戸工業大学工学部建築工学科教授) |

同WG

| | |
|------|-----------------------------|
| 部会長 | 加藤 彰 (有)カトー建築設計事務所 代表取締役 |
| 副部会長 | 三上 信夫 (株)三上構造計算事務所 代表取締役 |
| 副部会長 | 工藤 仁 SD&SD事務所 所長 |
| 部 員 | 今 淳 こんあつし建築設計事務所 所長 |
| 部 員 | 熊谷 弘美 (有)ゴウ構造二級建築士事務所 代表取締役 |
| 部 員 | 小笠原 崇 八州建築設計事務所 |
| 部 員 | 内海 重光 (株)ファンビーム建築事務所 代表取締役 |
| 部 員 | 内山 直隆 (有)内山建築設計事務所 代表取締役 |
| 部 員 | 北山 茂朝 (有)住府建築設計事務所 代表取締役 |
| 部 員 | 野呂 秀明 (株)鳳建築設計事務所 |
| 部 員 | 松野 幸正 (株)松野総合建築事務所 代表取締役 |
| 部 員 | 坂本 義治 (株)坂本建築設計 代表取締役 |
| 部 員 | 甲地 長哲 (株)甲地構造設計 代表取締役 |
| 部 員 | 小野寺 勘一 (株)小野寺設計事務所 代表取締役 |
| 部 員 | 水梨 公雄 水梨建築設計事務所 所長 |
| 部 員 | 鳴井 正顕 (株)青和設計 |

診断判定棟数

| 年度区分 | 委員会開催回数 | 診断判定棟数 | 開催場所 |
|--------|---------|--------|-----------|
| 平成14年度 | 3回 | 19棟 | 青森市アラスカ会館 |
| 平成15年度 | 3回 | 31棟 | 同 上 |
| 平成16年度 | 6回 | 33棟 | 同 上 |
| 平成17年度 | 2回 | 44棟 | 同 上 |
| 平成18年度 | 7回 | 82棟 | 同 上 |
| 平成19年度 | 11回 | 126棟 | 同 上 |
| 平成20年度 | 14回 | 160棟 | 同 上 |
| 平成21年度 | 28回 | 364棟 | 同 上 |
| 平成22年度 | 20回 | 221棟 | 同 上 |
| 平成23年度 | 7回 | 76棟 | 同 上 |

木造住宅耐震診断・耐震改修審査委員会

【平成19年設立】

| | |
|------|-------------------------|
| 委員長 | 伊藤 敬一 元八戸工業大学教授・工学博士 |
| 副委員長 | 加藤 彰 (株)カト一建築設計事務所代表取締役 |
| 委員 | 北山 茂朝 (有)住府建築設計事務所代表取締役 |
| 委員 | 内山 直隆 (有)内山建築設計事務所代表取締役 |
| 委員 | 木村 明人 アーキ設計工房一級建築士事務所所長 |
| 委員 | 小野 芳美 (株)小野構造設計代表取締役 |
| 委員 | 定 喜久彦 (株)定設計代表取締役 |

診断審査棟数

| 区分 | 実施市町村 | 診断審査棟数 | 審査会開催場所 |
|--------|-------|--------|----------------|
| 平成19年度 | 八戸市 | 12棟 | 八戸地域地場産業振興センター |
| | 六戸町 | 4棟 | 同上 |
| 平成20年度 | 青森市 | 9棟 | アップルパレス青森 |
| | 弘前市 | 13棟 | 弘前文化センター |
| | 八戸市 | 24棟 | 八戸地域地場産業振興センター |
| | 野辺地町 | 4棟 | アップルパレス青森 |
| | 六戸町 | 3棟 | 同上 |
| 平成21年度 | 青森市 | 7棟 | アラスカ会館 |
| | 弘前市 | 14棟 | 弘前文化センター |
| | 八戸市 | 20棟 | 八戸地域地場産業振興センター |
| | 野辺地町 | 2棟 | アラスカ会館 |
| | 六戸町 | 2棟 | 同上 |
| 平成22年度 | 青森市 | 7棟 | アラスカ会館 |
| | 弘前市 | 10棟 | アラスカ会館 |
| | 八戸市 | 4棟 | アラスカ会館 |
| | 黒石市 | 2棟 | アラスカ会館 |
| 平成23年度 | 青森市 | 6棟 | アラスカ会館 |
| | 弘前市 | 5棟 | アラスカ会館 |
| | 八戸市 | 20棟 | 八戸地域地場産業振興センター |
| | 黒石市 | 3棟 | 青森県建設会館 |
| | 三戸町 | 8棟 | 八戸地域地場産業振興センター |

一般社団法人移行特別委員会 「一般社団法人移行特別委員会設置規程」 【平成22年12月22日制定】

目的

(社)青森県建築士事務所協会は、平成20年12月1日に施行された「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」等により、法施行後5年以内(平成25年11月30日まで)に公益社団法人又は一般社団法人に移行しなければならないことになりました。
本協会の将来の形と性格を決定する重要事項となることから、移行に向けての諸課題等に適切に対処することを目的に「本特別委員会を設置する。

| | |
|-------|---------------------------------|
| 委 員 長 | 相 場 博 (株)青建設計 |
| 副委員長 | 沼 田 実 (株)沼田総合設計 |
| 委 員 | 加 藤 彰 (株)カト一建築設計事務所 |
| 委 員 | 平 塚 勝 (株)平塚建築設計事務所 |
| 委 員 | 鈴 木 雄 二 (株)八洲建築設計事務所 |
| 委 員 | 白 川 勤 白川建築設計事務所 |
| 委 員 | 三 上 秀 昭 (有)秀建築設計事務所 |
| 委 員 | 木 村 明 人 アーキ設計工房一級建築士事務所 |
| 委 員 | 浅 利 勉 (有)浅利建築設計事務所 |
| 委 員 | 亀 田 俊 彦 (有)テクノ・エンジニアリング一級建築士事務所 |
| 委 員 | 小 田 桐 正 繁 あすなろ設計企画 |

平成23年2月 22年度第1回 委員会開催

出席者 会長・委員長・委員 9名 議案「定款変更(案)と日事連モデル案の開設」

平成23年3月 22年度第2回 委員会開催

主席者 会長・委員長・委員 7名 議案「定款変更(案)、支部役員数等」

平成23年7月 23年度第1回 委員会開催

主席者 会長・委員長・委員 8名 議案「定款改正(案)」

平成23年9月 23年度第2回 委員会開催

主席者 委員長・委員 7名 議案「一般社団法人移行への辻・本郷税理士法人の説明」
「定款変更案第5条(事業)の内容と仕分けについて」

平成24年3月 23年度第3回 委員会開催

主席者 会長・委員長・委員 9名 議案「公益目的実施事業内容、公益目的支出計画」について

地震災害対策委員会

「地震災害対策委員会設置規程」
【平成21年1月21日施行】

目的

(社)青森県建築士事務所協会は、県民の生命・財産を守るために青森県内で大規模な地震災害が発生した場合は、地震関連災害情報と建築物の建築相談等、被災対策を取るため事務所協会内に「地震災害対策委員会」を設置する。

| | |
|-------------------|--------------------|
| 委員長（会長） | 野呂 敏秋 (株)鳳建築設計事務所 |
| 副委員長（副会長）（上十三支部長） | 相場 博 (株)青建設計 |
| 副委員長（副会長）（東青支部長） | 加藤 彰 (株)カト一建築設計事務所 |
| 委員（中弘南黒支部長） | 白川 勤 白川建築設計事務所 |
| 委員（三八支部長） | 夏堀 典雄 (有)夏堀アシスト設計 |
| 委員（西北五支部長） | 三上 秀昭 (有)秀建築設計事務所 |
| 委員（総務委員長） | 沼田 実 (株)沼田総合設計 |
| 委員（技術・指導委員長） | 山口 聰 (株)たいら山口設計 |
| 委員（広報委員長） | 古川 修治 (株)創設計 |
| 委員 | 内山 直隆 (有)内山建築設計事務所 |
| 委員 | 工藤 真人 工藤真人建築設計事務所 |
| 委員 | 北山 茂朝 (有)住府建築設計事務所 |
| 委員 | 小野 芳美 (株)小野構造設計 |
| 委員 | 定 喜久彦 (株)定 設計 |
| 委員 | 原 英造 (有)敦賀屋建築設計事務所 |
| 委員 | 竹内 勝彦 竹内建築設計事務所 |

平成23年4月 委員会開催

出席者 委員長・委員 10名

議題 ・東日本大震災に伴う、青森県内の被害状況把握と今後の取組等

・支援金・震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針講習会の実施協議

平成23年6月7日～6月9日 東日本大震災復興支援見舞い

参加者 23名

訪問先 岩手県(釜石市・大船渡市・陸前高田市)

宮城県(気仙沼市・南三陸町・石巻市)

会員増強特別委員会

「会員増強特別委員会設置規程」
【平成21年5月28日施行】

目的

(社)青森県建築士事務所協会は、青森県知事に登録した建築士事務所の入会促進を図ることを目的に「会員増強特別委員会」を設置する。

| | |
|-------------------|--------------------|
| 委員長(会長) | 野呂 敏秋 (株)鳳建築設計事務所 |
| 副委員長(副会長)(上十三支部長) | 相場 博 (株)青建設計 |
| 副委員長(副会長)(東青支部長) | 加藤 彰 (株)カトー建築設計事務所 |
| 委員(技術指導委員長) | 山口 聰 (株)たいら山口設計 |
| 委員(広報委員長) | 古川 修治 (株)創設計 |
| 委員(総務委員長) | 沼田 実 (株)沼田総合設計 |
| 委員(中弘南黒支部長) | 白川 勤 白川建築設計事務所 |
| 委員(三八支部長) | 夏堀 典雄 (有)夏堀アシスト |
| 委員(西北五支部長) | 三上 秀昭 (有)秀建築設計事務所 |

委員会開催 平成23年8月29日

平成23年までの会員増強の取組について協議

加入状況

| 本県の建築士事務所登録数 | 事務所協会員数 | 加入率 |
|---------------------|---------|-------|
| 平成21年(9/30現在) 1,166 | 139 | 11.9% |
| 平成22年(9/30現在) 1,115 | 168 | 15.1% |
| 平成23年(7/ 1現在) 1,065 | 172 | 16.1% |

※今後共、例年のキャンペーン事業等を通じて機会ある毎に、公共機関・新聞等による県民への会員事務所の照会をし、また建築士事務所協会のPRに努めることとする。

定 款

設立許可 昭和47年5月10日
指令 第2685号

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本協会は、社団法人青森県建築士事務所協会(以下「本協会」という。)と称する。(る)

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を青森県青森市に置く。(る)

2 本協会は、理事会の議決により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。(る)

3 本協会は必要の地に支部を置くことが出来る。(る)

(目 的)

第3条 本協会は、建築士事務所の業務の適正な運営と健全な発展及び建築士事務所の開設者に設計等を委託する建築主の利益の保護を図り、もって建築文化の向上と公共の福祉の増進に寄与することを目的(以下「公益目的」という。)とする。(る)

(規 律)

第4条 本協会は、建築士法に規定された法人としての理念に基づき、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。(る)

(公益目的事業)

第5条 本協会は、第3条の公益目的を達成するために、次の事業を行う。(る)

- 一 建築士法に基づく、建築士事務所の業務に係る契約内容の適正化、その他建築主の利益の保護を図るために必要な建築士事務所の開設者に対して行う指導、勧告、その他の業務
- 二 建築士法に基づく、建築士事務所の業務に対する建築主その他の関係者からの苦情を解決する業務
- 三 建築士法に基づく、建築士事務所の開設者に対する業務の運営に関する研修及び建築士事務所に所属する建築士に対する設計等の業務に関する研修業務
- 四 建築士法に基づき、青森県知事から指定を受けて行う建築士事務所の登録及び閲覧事務
- 五 建築士法に基づく登録講習機関からの受託業務
- 六 事故又は災害を防止し、人命及び財産の安全を確保することを目的とした官公庁等からの受託業務
- 七 官公庁への建議及び内外の関係諸団体との交流
- 八 建築士事務所の業務の適正な運営及び建築士事務所に設計等を委託する建築主の利益保護に関する調査・研究・広報業務
- 九 前各号の事業に関する図書並びに印刷物等の刊行及び頒布
- 十 その他公益目的を達成するために必要な事業(一～十 る)
- 2 前項の事業については、青森県において行うものとする。(る)

(その他の事業)

- 第6条 本協会は、公益目的事業の推進に資するため、必要に応じて次の事業を行う。(る)
- 一 官公庁等からの受託業務(前条第1項各号に掲げる公益目的事業に関連する業務を除く。)
 - 二 会員建築士事務所及び所属する建築士等の福利厚生の向上に資する事業
 - 三 前各号の事業に関する図書及び印刷物等の刊行並びに頒布(前条第1項九号に規定するものを除く。)
 - 四 前各号に定める事業に関連する事業(一～四 る)

(事業年度)

第7条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。(る)

第2章

会員

(種別)

第8条 本協会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号、以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。(る)

- 一 正会員、青森県知事に登録した建築士事務所の開設者とする。
但し、開設者が法人である場合は、その代表者(1名)とする。(い)
 - 二 準会員、建築に付帯する設備、インテリア工事等の設計監理を業とする個人又は法人とする。(い)
 - 三 賛助会員、協会の目的達成のため賛同する個人又は法人とする。(い)
- 2 前項第一号の規定にかかわらず、開設者がその建築士事務所に所属する者の中から正会員の権利及び義務について委任した者は、正会員とみなす。(る)

(入会)

第9条 正会員、準会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込まなければならない。(る)

- 2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする(る)
- 3 第1項に規定する入会申込みがあったときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を付してはならない。(る)

(入会金及び会費)

第10条 正会員及び準会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。(る)

- 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。(る)
- 3 入会は入会金を納めたときより効力を生ずる。(る)
- 4 既納の入会金及び会費は、その理由の如何を問わずこれを返還しない。(る)

(会員資格の喪失)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- 一 退会したとき。
- 二 建築士事務所を廃業又は解散したとき。
- 三 建築士事務所の登録を取り消されたとき。
- 四 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- 五 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。
- 六 除名されたとき。
- 七 総正会員の同意があつたとき。(一～七 る)

(退会)

- 第12条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。(る)
2 前項の規定にかかわらず、第13条第1項各号の一又は第14条の規定に該当するおそれがある場合は、理事会の承認を得なければ退会できない。(る)

(除名)

第13条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、総会において、正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、総会において、議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

- 一 本協会の定款又は規則に違反したとき。
 - 二 理事会が別に定める「倫理規程」に違反する行為等により本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - 三 その他正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。(る)

(懲戒)

第14条 会員が、理事会が別に定める「懲戒規程」の懲戒事由に該当する行為をしたときは、理事会の議決を経て懲戒することができる。(る)

(会員の責務)

- 第15条 会員は、名称、所在地、開設者及び第8条第2項の規定に基づき開設者から委任を受けた者並びに管理建築士等、本協会に届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに届け出なければならない。
- 2 第5条第1項第二号に掲げる事業に関して、文書若しくは口答による説明又は資料の提出を求められた会員は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。
 - 3 会員は、この定款及び「倫理規程」に定める理念と規範に則って行動し、本協会が目的達成のために実施する事業に積極的に参加するよう努めなければならない。(る)

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第16条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 2 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。(る)

第3章 役員

(役員)

- 第17条 本協会に次の役員を置く。(る)
理事 20名以上30名以内(ぬ)
監事 2名又は3名(は)
2 理事のうち1名を会長とし、3名以内を副会長とし、専務理事、常務理事各1名を置くことができる。
また、必要に応じて一定数の常任理事を置くことができる。(ぬ)

(役員の選任)

- 第18条 理事及び監事は総会において正会員のうちから選任する。ただし理事のうち20名以内及び監事1名については、正会員以外から選任することができる。(る)
2 会長、副会長、専務理事、常務理事は、理事の互選とする。(は)

3 理事及び監事は相互に兼ねることができない。(い)

(解 任)

第19条 役員で役員としてふさわしくない行為があったときは、その任期中であっても総会の議決により解任することができる。

(役員の職務)

第20条 会長は本協会を代表し、会務を統理し、総会及び理事会の議長となる。(る)

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。

3 専務理事及び常務理事は会長の命を受けて会務を掌理する。(い)

4 理事は、理事会を構成して定款及び総会の議決に基づいて会務を執行する。(は)

5 常任理事は、常任理事会を組織し、理事会の議決に基づき、会務を執行する。(は)

6 監事は民法第59条に規定する職務を行う。(は)

(役員の任期)

第21条 役員の任期は2ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。(る)

2 役員は任期が満了しても後任者の就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の報酬)

第22条 役員には原則として報酬を支給しない。ただし、専務理事及び常務理事は有給とすることができる。(る)

(名誉会長、顧問、相談役)

第23条 本協会に名誉会長、顧問及び相談役を若干名をおくことができる。(る)

2 名誉会長、顧問及び相談役は理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。(い)

3 名誉会長は重要会務について、顧問は会務運営の基本方針について及び相談役は業務の執行について会長の諮問に応ずる。(い)

4 名誉会長の任期は、特に定めない。(ろ)

5 顧問及び相談役の任期は、役員に準ずる。

第 4 章 会 務

(会議の種類)

第24条 会議は、総会、理事会及び常任理事会の3種類とする。(る)

(総 会)

第25条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし正会員をもって構成する。(る)

2 通常総会は、毎年5月に開催する。(ほ)

3 臨時総会は次の場合に招集する。

1) 理事会において必要と認めたとき。

2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。

3) 監事から招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第26条 総会は会長が招集する。(る)

2 総会の招集は少なくとも開催日の5日前に、会議の日時、場所及び附議すべき事項を示した文書でこれを会員に通知して招集する。

(総会の議決事項)

第27条 総会においては、本定款に別に定めるもののほか、本協会の運営に関する次の事項を議決

する。(る)

- 1 定款の変更及び業務規程の制定並びに変更(い)
- 2 事業計画及び収支予算
- 3 事業報告及び収支決算の承認
- 4 本協会の解散および精算(る)
- 5 その他理事会が必要と認めた事項

(総会の議事)

- 第28条 総会は正会員の5分の2以上出席しなければ、開くことができない。(る)
- 2 第1項の出席は委任状により、他の出席正会員に委任することができる。(い)
 - 3 総会の議事は出席正会員の過半数でこれを決し可否同数のときは、議長がこれを決定する。
 - 4 総会で出席正会員の4分の3以上の同意があったときは第22条第2項の規定で予め通知した以外の事項についても議決することができる。

(会議の議決権)

- 第29条 正会員は総会において各1個の議決権を有する。(る)
- 2 議決権の行使は、他の出席正会員に委任状によりこれを委任することができる。(い)

(理事会、常任理事会)(は)

- 第30条 理事会は理事をもって構成し、常任理事会は常任理事をもって組織し必要に応じ隨時会長が招集する。(る)
- 2 理事会は本定款で定められたものほか総会の議決事項を議決する。(は)
 - 3 常任理事会は本定款で定められたそのほか、概ね会務執行に関する事項で理事会、総会に属しない事項を議決する。(に)
 - 4 理事会及び常任理事会の議事は、出席理事の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。(に)
 - 5 監事は理事会及び常任理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。(は)

(議事録)

- 第31条 会長は会議の議事について議事録を作らなければならない。(る)
- 2 議事録には、議長及び出席正会員2名以上が署名捺印して、協会に保存するものとする。(い)

第5章 資産および会計

(経費の支弁)

- 第32条 本協会の経費は会員の入会金、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。(る)

(資産の管理)

- 第33条 本協会の資産は、会長が管理しその方法は理事会の議決により定める。(る)

第6章 解散

(残余財産の処分)

- 第34条 本協会が解散する場合における残余財産の処分については総会の議決による。(る)

第7章

雑 則

(委員会・事務局)(い)

第35条 本協会は事業執行上必要に応じ理事会の議決を経て委員会を設けることができる。(る)

2 委員は常任理事会に諮って会長がこれを委嘱する。(に)

3 本協会は事務を処理するため、事務局を設けることができる。(る)

(細則、その他の規定)

第36条 本定款の施行について、必要な規定は理事会の議決を経て細則及び規程でこれを定める。(る)

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、第12条の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第51条第1項の規定にかかわらず、昭和48年3月31日までとする。

2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は第23条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 この法人の設立当初の会計年度は、第28条の規定にかかわらず設立許可のあった日から昭和48年3月31日までとする。

4 この定款は、昭和47年5月11日より施行する。

5 昭和52年6月4日一部改正

6 平成元年5月29日一部改正

(い)平成2年5月18日一部改正 青森県知事の変更許可により施行する。(指令第2445号平成2年6月16日付)

(ろ)平成10年2月24日一部改正 青森県知事の変更許可により施行する。(指令第743号平成10年3月12日付)

(は)平成12年2月28日一部改正 青森県知事の変更許可により施行する。(指令第842号平成12年3月21日)

(に)平成16年2月27日一部改正

(ほ)平成16年12月17日一部改正 青森県知事の変更認可により施行する。

(指令第156号平成17年1月26日付)

7 会計年度の変更に関する措置として、平成17年については、平成17年1月1日に始まり平成17年3月31日に終わる。以降、定款第28条による。

8 会計年度の変更に関する措置として、平成17年の通常総会については、平成17年2月と平成17年5月に開催する。以降定款第21条第2項による。

(へ)平成17年2月22日一部改正 青森県知事の変更認可により平成17年4月1日から施行する。

(指令第793号平成17年3月25日付)

(と)定款第13条に定める役員(理事)定数の変更

平成17年5月19日一部改正 青森県知事の変更認可により施行する。

(と)会計年度の変更に関する措置として役員の任期を、平成17年5月19日から平成19年3月31日までとする。

(ち)平成19年5月29日一部改正 青森県知事の変更認可の日から施行する。

(る)平成20年5月29日一部改正 青森県知事の変更認可のあった日から施行する。

(ぬ)平成23年5月27日一部改正 青森県知事の変更認可のあった日から施行する。

各賞受賞者・功労者表彰

*は故人(平成24年3月31日現在)

* 相場 博

国土交通大臣表彰(H17.10)
日事連年次功労者表彰(H19.10)

* 浅利 勉

国土交通大臣表彰(H22.7)

* 石川 正憲

黄綬褒章(H19.11)
国土交通大臣表彰(H17.7)

* 石川 幸雄

建設大臣表彰(S59.7)
黄綬褒章(S60.11)
日事連功労者表彰(S63.2)
青森県褒章(H2.11)

* 岩澤 進

国土交通大臣表彰(H23.7)

* 内海 重一

建設大臣表彰(S57.7)
青森県褒章(S57.11)
黄綬褒章(S59.4)
日事連功労者表彰(S62.9)
勲五等瑞宝章(H5.4)

* 内海 勝利

日事連年次功労者表彰(H20.10)

* 大坂 哲夫

勲五等瑞宝章(H9.6)

* 大塚 實

(社)日本住宅協会住宅関係者
功労者表彰(H16.5)

* 小笠原 重治郎

日事連年次功労者表彰(H10.11)

* 小川 子野

旭日双光章(H22.4)

* 奥村 衛

建設大臣表彰(H6.9)
黄綬褒章(H8.4)
青森県褒章(H19.11)

* 角 俊雄

日事連年次功労者表彰(H15.9)

* 柏崎 正夫

青森県褒章(H11.12)

* 加藤 彰

日事連年次功労者表彰(H21.10)

* 加藤 友彦

青森県褒章(S56.11)
勲五等瑞宝章(S57.5)

* 川島 隆太郎

建設大臣表彰(S54.7)
藍綬褒章(S56.5)
勲四等瑞宝章(S63.11)
日事連特別功労者表彰(H3.10)
正六位(H8.10)

* 菊池 健治

建設大臣表彰(H2.7)
青森県褒章(H2.11)
黄綬褒章(H5.11)

* 小泉 健悦

日事連功労者表彰(H6.10)
建設大臣表彰(H8.7)
黄綬褒章(H12.11)

* 黄金崎 克巳

建設大臣表彰(H3.7)
黄綬褒章(H4.11)
勲五等瑞宝章(H12.11)

* 小山 連一

日事連年次功労者表彰(H11.11)

* 斎藤 賢吉

建設大臣表彰(S49.7)
勲五等瑞宝章(S50.11)
青森県文化賞(S57.11)
従六位(H4.2)

* 佐々木 正雄

国土交通大臣表彰(H19.10)

* 塩越 一郎

青森県褒章(H5.12)
勲五等瑞宝章(H11.11)

* 篠崎 由雄

黄綬褒章(H8.11)
勲五等瑞宝章(H15.5)
建設大臣表彰(H6.9)
日事連功労者表彰(H3.2)

* 白川 勤

旭日双光章(H22.11)
青森県褒章(H18.11)
日事連年次功労者表彰(H14.9)
国土交通大臣表彰(H18.10)
建築士会連合会会长表彰(H19.9)

* 神 奎介

黄綬褒章(H11.11)
旭日双光章(H16.11)
建設大臣表彰(H10.7)
日事連功労者表彰(H5.9)
従六位(H23.8)

* 立田 永造

日事連功労者表彰(H元.9)
建設大臣表彰(H5.7)
黄綬褒章(H6.11)
勲五等瑞宝章(H13.11)

* 高樋 輝志朗

文部大臣表彰(H5.8)
青森県褒章(H11.12)

* 館山 廣喜

国土交通大臣表彰(H21.8)
日事連年次功労者表彰(H17.9)

* 田中 英三

国土交通大臣表彰(H16.7)
日事連年次功労者表彰(H16.10)

* 寺下 寅五郎

勲五等双光旭日章(H8.11)

* 沼田 実

国土交通大臣表彰(H23.7)
日事連年次功労者表彰(H23.10)

* 野澤 武

黄綬褒章(H21.11)
国土交通大臣表彰(H13.7)

* 野呂 敏秋

黄綬褒章(H15.11)
国土交通大臣表彰(H14.7)
日事連功労者表彰(H8.10)

* 羽賀 孝則

日事連年次功労者表彰(H14.11)

* 平塚 聰

日事連特別功労賞(H9.9)
従六位(H12.1)

* 古川 修治

国土交通大臣表彰(H23.10)
日事連年次功労者表彰(H18.10)

* 前田 栄

建設大臣表彰(S55.7)
青森県褒章(S55.11)
藍綬褒章(S56.11)
勲五等瑞宝章(S61.11)
日事連功労者表彰(S62.2)
従六位(H11.7)

* 三上 文雄

勲五等双光旭日章(S.55.6)
正六位(S61.3)

* 盛 勝昭

国土交通大臣表彰(H20.7)

* 安原 俊夫

日事連年次功労者表彰(H11.11)

* 山内 英夫

(社)日本住宅協会住宅関係者
功労者表彰(H17.5)

* 山口 聰

日事連年次功労者表彰(H22.10)

* 横山 忠實

旭日双光章(H17.5)
青森県褒章(H12.11)
建設大臣表彰(H12.7)
日事連功労者表彰(H4.10)

* 和田 格郎

日事連功労者表彰(H7.10)

* 大久 てる

日事連永年勤続職員表彰(H3.2)